

「耳マーク」について

「耳マーク」とは

- ・聞こえが不自由であることを表わすのに使用します。
- ・窓口等に耳マークを掲示する場合は、聞こえが不自由な方への必要な援助を行うという表示にもなります。



「耳マーク」

「耳マーク」利用時の注意点

一般社団法人 全日本難聴者・中途失聴者団体連絡協議会（全難聴）の管理規定に基づき、下記の点に注意してください。（全難聴ホームページアドレス <https://www.zennancho.or.jp/>）

- ・新たに耳マークを利用するときは、耳マークの著作権をもつ全難聴へ事前に申請すること
- ・耳マークの画像には「耳マーク」という名称を入れること
- ・耳マークの色は明るい緑色を原則とすること
- ・耳マークの複製にあたっては、形状は崩さないこと
- ・聞こえの不自由な方にどのような支援が可能かを、耳マークの余白等に記載すること

窓口での設置例

(1) 窓口に受付番号札がある場合

受付番号札と同じ場所に耳マークカード（5枚程度）を設置し、番号札と耳マークカードと一緒に取って順番を待つことがわかるよう説明書を掲示する。

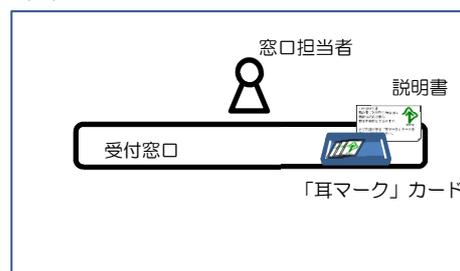
(1)



(2) 窓口に受付番号札が無い場合

利用者の出入口に近い場所に耳マークカードを設置し、説明書を掲示する。

(2)



説明書例

この施設（窓口）では
耳の聞こえの不自由な方に
筆談などの必要な
支援を実施しております。



耳マーク

※ご希望の方は「耳マーク」カードを
窓口にご提示ください。

「耳マーク」カード設置例

